

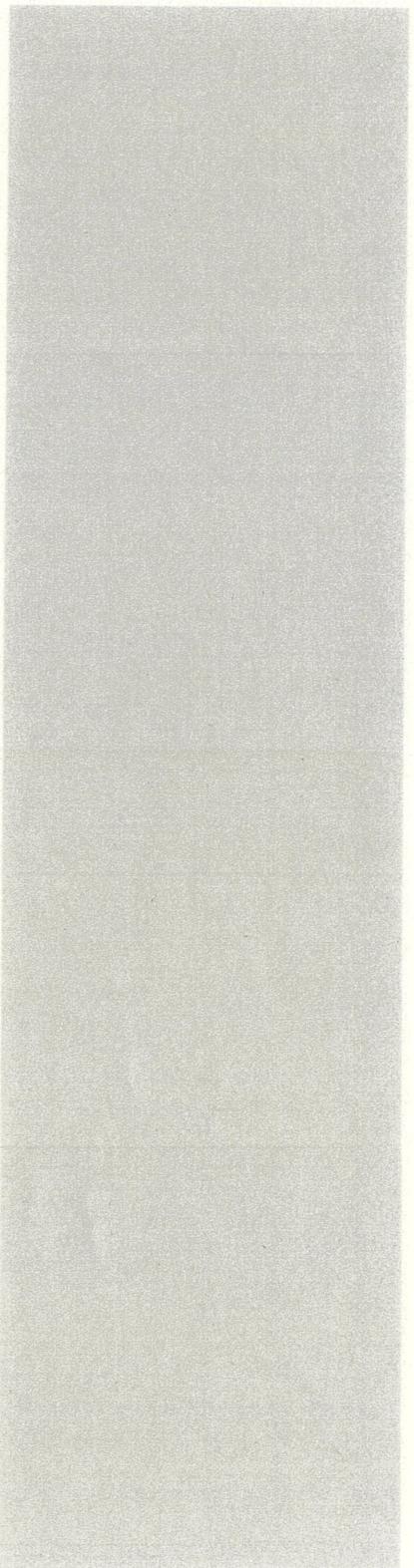
**第2次南丹市  
男女共同参画行動計画  
(中間見直し)**

**素案**

**2024(令和6)年3月  
南丹市**



市長挨拶掲載予定





## 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画策定の経緯	2
4. 計画の期間	2
<b>第2章 計画策定の背景</b>	3
1. 國際的な動き	3
2. 国の動き	3
3. 京都府の動き	4
4. 南丹市の取組経過	4
<b>第3章 南丹市の現状と課題</b>	6
1. 南丹市の現状	6
2. 市民意識調査からみる現状	12
3. 関連団体ヒアリングからみる現状	26
4. 前計画の成果と本計画策定に向けた課題のまとめ	28
<b>第4章 計画の方向性</b>	30
1. 本計画の基本理念	30
2. 基本目標	30
3. 施策の体系	31
<b>第5章 計画の内容</b>	32
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	32
基本目標2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進	35
基本目標3 働く場における男女共同参画の推進	39
基本目標4 安心・安全な男女共同参画社会づくり	43
<b>第6章 計画の推進</b>	49
1. 計画の推進体制	49
2. 計画の進捗管理と評価	49
<b>資料編</b>	50



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

近年、様々な法や制度の整備が図られており、男女がともに家庭や職場、地域社会等の多様な分野において活躍できる環境が整いつつあります。しかしながら、現状としては、固定的性別役割分担意識の解消まで至っていない中、女性の職業生活や地域社会への参画、男性の家事における役割等の実態において、未だ様々な課題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する内閣府の調査によると、非正規雇用が多い女性の雇用環境が悪化するとともに、在宅勤務の増加等の影響によるDV被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、ぜい弱な生活基盤や固定的性別役割分担意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

さらに、社会情勢の変化や、ライフスタイルの変化によるニーズの多様化・複雑化、様々な困難を抱える人への支援等の新たな課題への対応も必要となっています。

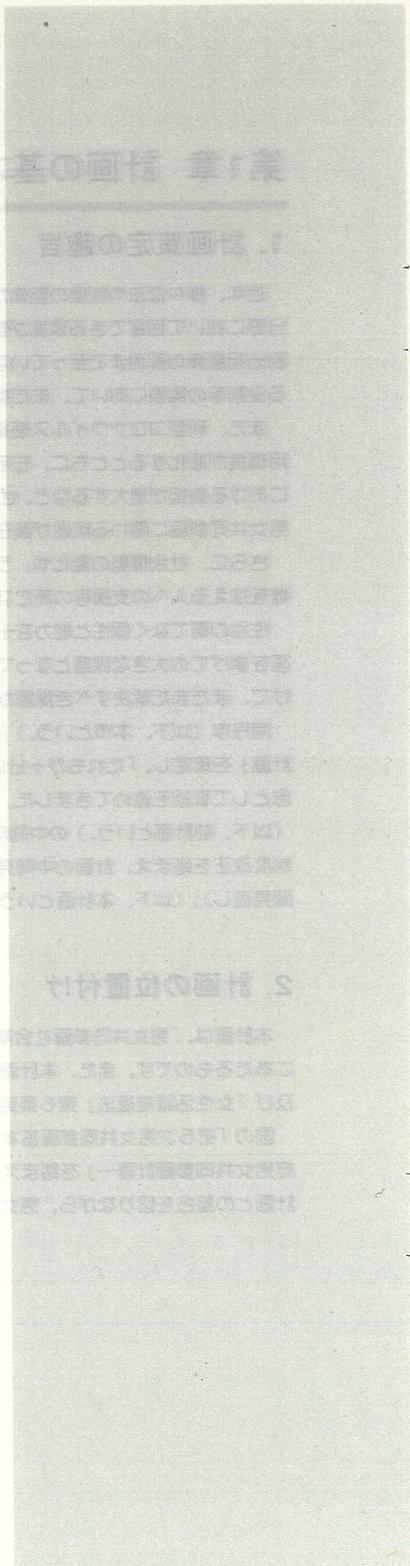
性別の隔てなく個性と能力を十分に発揮し、互いに人権を尊重する男女共同参画社会の実現は、国を挙げての大きな課題となっており、性別にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、まだまだ解決すべき課題が多くあります。

南丹市（以下、本市という。）では、2019（平成31）年に「第2次南丹市男女共同参画行動計画」を策定し、「だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく“きらめく”まち南丹市」を基本理念として取組を進めてきました。2024（令和6）年が「第2次南丹市男女共同参画行動計画」（以下、前計画という。）の中間にあたり、近年の社会情勢の変化、計画策定以降の国の動向や制度改正を踏まえ、計画の中間見直しを行い、新たに「第2次南丹市男女共同参画行動計画（中間見直し）」（以下、本計画という。）として策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるもので、また、本計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けるものです。

国の「第5次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）—京都府男女共同参画計画—」を踏まえ、「第2次南丹市総合振興計画」を最上位計画とし、本市の関連計画との整合を図りながら、男女共同参画を推進します。



### 3. 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査」や関係団体に対するヒアリング調査、及びパブリックコメントの実施等により、広く市民の意見やニーズの把握に努めました。

また、府内各課において前計画の検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、「南丹市男女共同参画推進条例」によって設置が定められた南丹市男女共同参画社会推進委員会において審議を重ね、計画を策定しました。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年から2028（令和10）年までの5年間とします。また、期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2次南丹市男女共同参画行動計画（前計画）										(年度)	
2019 (令和元)										2028 (令和10)	
2020 (令和2)										第3次	
2021 (令和3)											
2022 (令和4)											
2023 (令和5)											
2024 (令和6)											
2025 (令和7)											
2026 (令和8)											
2027 (令和9)											
2028 (令和10)											



## 第2章 計画策定の背景

### 1. 國際的な動き

1975（昭和 50）年に、国際婦人年世界会議がメキシコで開催され、今後 10 年間の行動指針を示す「世界行動計画」が採択されました。1979（昭和 54）年には「女子差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに、経済的及び社会的活動における差別の撤廃のための措置をとることを求めました。

1995（平成 7）年に中国の北京で開催された第4回世界女性会議では、女性の権利の実現とあらゆる政策や計画に社会性の差（ジェンダー）の視点を反映させるべく「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。北京会議から 20 年の節目の年にあたる 2015（平成 27）年に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会」（通称「北京十 20」）では、「第4回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されました。この政治宣言では、「北京宣言及び行動綱領」の進捗が遅く、不均衡であることから、2030（令和 12）年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現を達成することを目指し、より具体的な行動を取ることが表明されました。

これらを背景に、2015（平成 27）年の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う（ゴール 5）」が 17 のゴールの一つとして掲げられています。また、SDGs による持続可能な社会の実現に向けて、2019（令和元）年に採択された「G20 大阪首脳宣言」や 2020（令和 2）年に開催された「第 64 回国連女性の地位委員会」においても、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成をより一層進めていく方針が示されています。

#### コメント 1

「女性へのあらゆる差別」からより具体的な内容へと変更しました。

#### コメント 2

「とること」を追加しました。

### 2. 国の動き

1975（昭和 50）年の国際婦人年を契機に、婦人問題企画推進本部が設置され、1977（昭和 52）年に国連の「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」が策定されるなど、男女共同参画に関する様々な国内法が整備されてきました。1985（昭和 60）年には「女子差別撤廃条約」を批准し、1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、2000（平成 12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。2014（平成 26）年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV 防止法」という。）では、法の適用対象が生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者まで拡大されました。

2015（平成 27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体、企業において、女性活躍に関する状況の把握や「事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられています。2019（令和元）年に一部改正され、2022（令和 4）年 4 月から「一般事業主行動計画」の策定義務が、労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大されるなど、中小企業でも女性活躍の動きは加速していくことになります。

性的マイノリティ（LGBTQ 等）に関しては、2017（平成 29）年に「いじめの防止等のた

#### コメント 3

「Q」を追加しました。

めの基本的な方針」が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが盛り込まれました。

2018（平成30）年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等となることを目指すこと等を基本原則としています。

2020（令和2）年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、2022（令和4）年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本が調査対象となった世界146か国の中116位となっています。対象となる4つの分野のうち、政治・経済において男女の格差が大きくなっている現状から、特に低位となっています。このことから、2022（令和4）年の男女共同参画白書では、女性の経済的自立や柔軟な働き方の浸透等、一人ひとりの人生の変化・多様化に対応した制度設計や政策が求められているとされました。

### 3. 京都府の動き

京都府では、2011（平成23）年には「KYOのあけぼのプラン（第3次）」、2016（平成28）年には「KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策」「京都女性活躍応援計画」が策定され、女性活躍支援拠点「京都ウイメンズベース」の開設がされました。2017（平成29）年には「京都女性活躍応援男性リーダーの会」の結成、「輝く女性応援京都会議（地域会議）」の設置、「京都ウイメンズベースアカデミー」が開設されました。

2019（平成31）年には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」を策定し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目ない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現を目指しています。2021（令和3）年には「KYOのあけぼのプラン（第4次）」が策定され、施策の方向性に「ジェンダー平等の実現」等社会潮流に沿った新たな視点が盛り込まれました。

### 4. 南丹市の取組経過

2006（平成18）年に合併し、本市が発足するまでは各旧町（園部町、八木町、日吉町、美山町）において、男女共同参画の推進に取り組んできました。

**コメント4**  
「KYOのあけぼのプラン（第4次）」に盛り込まれた視点を追加しました。

**コメント5**  
文頭にあった「旧園部町・旧八木町・旧日吉町・旧美山町が～」を移動させました。

●各旧町の主な取組

園部町	1991（平成3）年	府内に女性対策検討委員会及び推進会議を組織
	1993（平成5）年	女性がいきいきと学び輝ける場、女性のネットワークを広げる場として「女性の館」設置
	1996（平成8）年	「仲良く生きようプラン・そのべ」策定
	2002（平成14）年	園部町女性団体連絡会を設置。女性団体のネットワーク化を推進
八木町	1992（平成4）年	「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査実施
	1993（平成5）年	「八木町女性政策検討委員会設置要綱」 <u>制定</u>
	1994（平成6）年	第1回八木町女性対策検討委員会を開催。女性海外視察団派遣制度を実施
	2005（平成17）年	「八木町男女共同参画プラン」策定
日吉町	2001（平成13）年	男女共同参画推進会議を設置。町民意識調査の実施等
	2002（平成14）年	日吉町男女共同参画懇話会を設置
	2004（平成16）年	「ひよしせせらぎプラン」策定
美山町	1995（平成7）年	美山町女性の集い連絡会が発足
	1999（平成11）年	女性議会の開催

コメント 6

「策定」から「制定」へ修正しました。

合併後は、これまで各旧町が取り組んできたことを基盤にさらに発展するべく、「なんたん女性のネットワークづくり仕掛け人会議」を立ち上げ、2009（平成21）年度には、男女共同参画の地域づくりへの意見交換、企画立案、相互交流の展開、ネットワークづくりを図ることを目的とする「南丹市女性ネットワーク会議」を発足しました。同会議は南丹市男女共同参画フォーラム「キラリなんたん」の企画運営を、本市と協働で行っています。

また、地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワークの構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍するリーダーを育成することを目的として京都府が主催する「女性の船」には、市内から毎年数名の参加があり、スキルアップした女性たちが地元でさらに活躍の場を広げています。

本市としては、これらの支援を行うとともに、2009（平成21）年に「南丹市男女共同参画行動計画」を策定、2014（平成26）年に中間見直しを行い、男女の人権尊重の意識づくりのための啓発や、政策・方針決定過程における女性の地位向上のための取組、ワーク・ライフ・バランスに関わる支援や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた活動等、男女共同参画社会の実現に向け様々な分野で施策を推進しています。

2015（平成27）年には、「南丹市男女共同参画推進条例」の制定、「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」に基づく「南丹市特定事業主行動計画」が策定され、具体的な行動計画と数値目標を定めて、府内における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を行っています。